

事業所8. 株式会社リープ 看護小規模多機能型居宅介護“わいは”

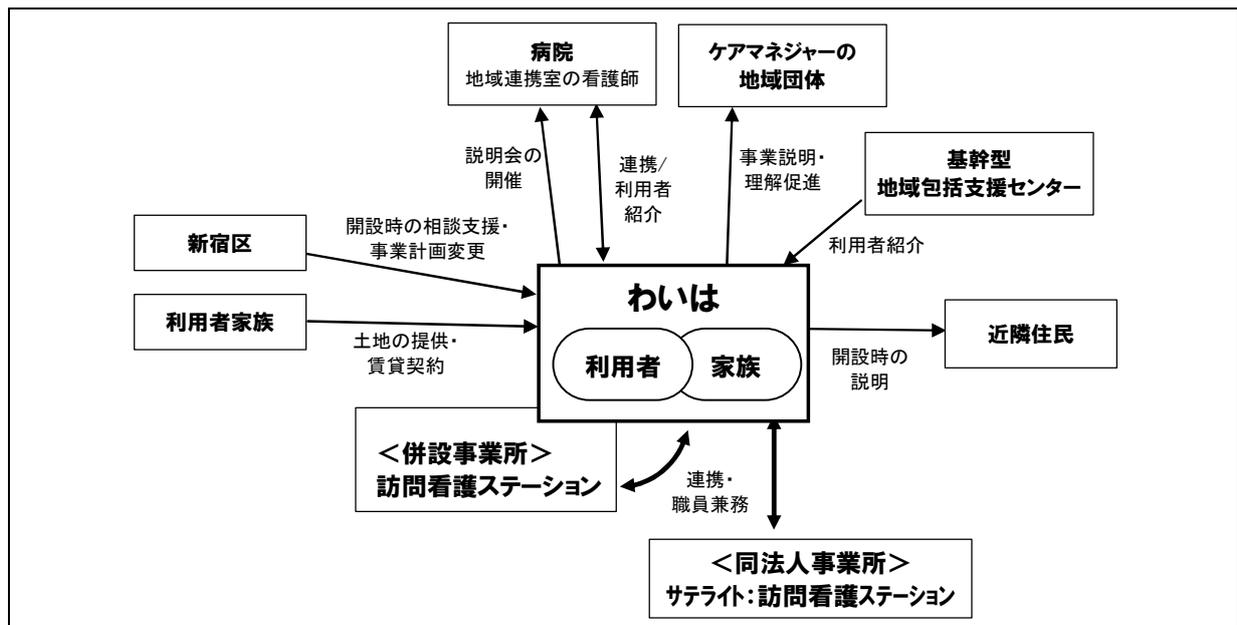


＜事業運営上のポイント＞

- 本人がどのように最期を迎えたいのか、気持ちに寄り添い、全うすることを多職種が一体となって支援する。それが最大の目的である。
- 元利用者の自宅を建て替え、1・2階を事業所、3階を元利用者の妻の自宅とした。住宅地に馴染む外観と、家にいるような落ち着いた内装となるように工夫。
- 看護職員と介護職員と一緒にケアを行うことを常に伝えている。普段のケアから共に学び合い、それがスキルアップに繋がっている。

1. 事業所の基本情報

法人種類	営利法人	法人名	株式会社リープ	
所在地	東京都新宿区	開設年月	平成26年9月	
併設事業所 ・ 関連事業所	＜併設事業所＞ ・ 訪問看護ステーション ＜関連事業所＞ ・ 訪問看護ステーション サテライト			
定員	総定員：23人 通い：12人 泊まり：4人			
利用登録者数	13人 平成27年3月時点	利用者の平均要介護度	4	
実費負担	泊まり：3,000円 食費：朝食300円 昼食550円 夕食600円			
看護職員数（実人数）	8人	介護職員数（実人数）	常勤兼務8人	
勤務体制	【看護職員】 9：00～18：00 【介護職員】 日勤 9：00～18：00 夜勤 17：00～翌10：00（夜勤1名）			
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>1F</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2F</p> </div> </div>		



2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設した経緯、開設の際に工夫した点

<多職種が一体的に対応できる小規模多機能に魅力>

- ・以前、訪問看護に携わっていた際に、生活保護受給者で独居のがん末期の人を担当したことがあり、入退院後、最期は自宅で看取ったが、多職種で馴染みの関係を築き、一体的に支援できれば精神面の対応も十分にできたのではないかと感じた。このような経験から、看護小規模多機能型居宅介護の制度ができる前から、包括的サービスである小規模多機能型居宅介護に魅力を感じ開設を意識していた。

<元利用者の自宅を看護小規模多機能型居宅介護に>

- ・高齢夫婦世帯の夫ががん末期で、訪問看護で自宅での看取りを支援した人がいた。夫が亡くなり、グリーフケアで訪問した際、自宅を壊して集合住宅にするという話を聞いた。それと平成24年度介護保険制度改正における看護小規模多機能型居宅介護の創設が重なり、再度、資料を作成して自宅を訪問し、妻と息子に制度の説明と、ここに事業所を開設したいことを伝えた。
- ・息子は母親を引き取るつもりだったが、母親はここから離れたくないという気持ちが強く、自宅と併設で事業所を立てることで、住んでいながら社会貢献ができ、階下にある事業所との関係が大きなメリットと感じてもらうことができた。そして土地の賃貸契約を結ぶことで建物を確保する話が進んだ。

<区との調整>

- ・次に、事業計画書を作り、区役所へ説明にいった。区の介護保険事業計画に看護小規模多機能型居宅介護は入っていなかったが、区の高齢者保健福祉推進協議会を開催、区における看護小規模多機能型居宅介護の事業計画を変更、承認を得ることができた。
- ・区との具体的な調整が始まり、建物の築年数が経っていたため、リフォームではなく新築する

こととなった。建設資金は、貸主の息子と話し合い、1・2階を看護小規模多機能型居宅介護、3階を妻（母親）の住まいとして案分することとなった。

<事業所の設計へのこだわり>

・看護小規模多機能型居宅介護は在宅療養生活を支援し、在宅の限界を高めるという大きな使命がある。そのため、建物の外観、内装等に施設感を出さないことを思い描いていた。設計士には小規模多機能は施設というイメージを持たれることが多く、納得のいく設計が得ることができず戸惑った。設計士の交代を幾度となく繰り返したが、思いを受け取ってくれる設計士と出会う事ができた。

しかし、介護事業所の設計は初めてで、建築基準法が壁になり家作りには大変苦労した。都心の手狭な土地に、基準を満たしながらどのように設計するのか、新築とリフォームでは緩和措置も違い、基準をクリアしながらの工夫は設計士と一体となり進めていった。

<近隣住民への説明>

・近隣住民に対して個々にあるいはグループで説明会を開催した。最初は建設に反対され、送迎の往來が通行の妨げにならないのか、救急車要請の頻度、建物が自分たちの家の日照に影響は及ばないのか等の不安材料を理解してもらうことに苦労した。

<開設資金と資金計画>

<開設資金>

土地取得	300 万円
建築工事費	7,000 万円 (総額 1 億 400 万円のうち)
設計管理料	450 万円 (総額 680 万円のうち)
設備備品整備費	500 万円
運営資金	1,000 万円
計	9,250 万円

※「建築工事費」「設計管理料」は貸主の自宅部分と折半して負担。

<資金計画>

補助金	
区介護基盤緊急整備補助金	2,000 万円
東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成事業	560 万円
借入（銀行）	6,000 万円
自己資金	1,000 万円
計	9,560 万円

<事業目的の明確化>

- ・訪問看護ステーションに長年、携わってきた中で、多職種と連携しながら、看取ることのできる場が必要だと感じており、開設準備を進める中で、それが事業の目的だと明確になった。本人がどのように暮らし、最期をどのように迎えたいのか、それぞれ違う思いに寄り添うことからスタートし、それを全うすることが最大の目標だと思っている。

3. サービス提供体制・定員等

<事業所の間取り等>

- ・3階建ての1・2階が事業所、3階が元利用者の妻の自宅であり、3階へは外階段から行くことができる。
- ・1階に浴室と個室が2つ、トイレ、事務所があり、ケアすることを意識して浴室から個室へ移動しやすい導線を確認し、入浴後、個室で身体を拭いたり、医療処置等ができるようにしている。1階の個室は2つをつなげて、看取りの時など家族と一緒に泊まることができる。
- ・2階は食堂兼談話室と個室が2つあり、個室は可動式の引き戸でプライバシーを守る作りとし、医療処置をしたり、休む人がいる時は個室に、それ以外はオープンにしておくなど、限られた広さを有効に使えるように工夫している。
- ・住宅にいるような雰囲気とするため、ダークブラウンの落ち着いた色調とし、食堂兼談話室には、利用者から使い込んだ古い味のある家具を頂き、配置するなどしている。外観も住宅地に溶け込むように工夫した。ステンドグラスの窓を設置して、中からも外からも楽しめるようにした。ステンドグラスのある家として、地域のランドマーク的な建物になればと思っている。



<職員体制>

- ・職員の実人数は、看護師8名、介護職8名、理学療法士4名である。
看護師と理学療法士は訪問看護ステーションとの兼務である。介護職と介護支援専門員の兼務が1名、看護師と介護支援専門員の兼務が2名である。他に、送迎や事務を行うボランティアが2名いる。
- ・訪問看護ステーションと兼務している看護職員は訪問が中心で、通いに対応する看護職員の確保が厳しい。非常勤と管理者（看護師）でやりくりしている。

4. サービス提供の特徴

<理学療法士の配置>

- ・理学療法士を訪問看護ステーションとの兼務で4名配置し、訪問や事業所で機能訓練を行っている。生活に即した視点でのリハビリが強みで、看護小規模多機能型居宅介護のメリットでもある包括報酬の中で、積極的に継続的にリハビリが可能となっている。

<食事の重視>

- ・食事に力を入れており、食欲をかき立てるメニューで色彩や盛り付けを工夫している。日々、個別に対応し、経鼻経管栄養を外して常食に戻ったり、胃ろうや中心静脈栄養のルートを作りながらも、経口摂取の段階を踏んで食べる楽しみを体験している。そして、食べられるようになる自立度が向上する人も多い。

<泊まりの利用方法>

- ・1年間で7人の看取りを行ったが、泊まりを利用しつづけることを前提としていない。スペースが潤沢でないため、他の利用者に影響してしまう。ぎりぎりまで通いを利用し、通う負担が大きくなったら訪問中心に切り替える。最期の時に、家族の要望を聞きながら、事業所へ連れてきて、泊まりを利用する。
- ・泊まりが必要な場合は一定期間、状態をみながら対応していくが、状態が落ち着けば、訪問と通いを中心とした利用に切り替えていく。この点を利用者や家族に理解してもらう。

<自立に向けての支援>

- ・中重度者を対象とすることを使命とし、介護度が重い利用者の能力を引き出していくことに多職種との連携は欠かせない。そして利用者の自立や意欲につながる支援でなければならない。

5. 介護職員と看護職員の協働・連携

- ・看護職員は訪問看護ステーションとの兼務であるため、ケアの中心は常駐している介護職員である。長時間、利用者を見ていることから、看護職員と日々の状況、問題点などを共有する。看護職員と情報共有する中で、異変への気づきなどを学ぶことができる。
- ・看護職員と介護職員は、出来る限り一緒にケアを行うようにしている。看護職員が身体を押さえるところを一緒に見るだけでも、自分ができることを見つけることができる。特に異常を判断するための手立てを普段のケアから一緒に学び合う。それが育成につながる。
- ・業務改善会議では、看護職員と介護職員が一緒にケアを行う視点で話し合う。
- ・当初、看護職員は「私がやります」という感じであったが、常に看護職員と介護職員が一緒にケアをするということを伝えていくことで変化していった。

6. 介護職員・看護職員の確保・育成

<看護職員の確保>

- ・看護職員の募集はナースプラザを利用しており、数か月に1回、無料で面談できる求人方法も

活用している。しかし、看護小規模多機能型居宅介護の認知度は低いと感じる。ハローワークや派遣会社も利用している。

- ・現在の看護師の教育課程に地域看護が入っていることから、今後は、訪問看護等、在宅サービスを目指す若い人が増えるのではないかと期待しており、新人看護師の受け入れも検討していく時期に来ている。
- ・職員の定着について、働きやすい環境づくり、一体感を感じ取れる雰囲気づくり、やりがいを感じることのできる場であることが大切である。日々スタッフの声を拾い上げる、タイムリーにフォローする等のほか、スタッフ全体会の開催は重要である。まだ志半ばではあるが、こうした取組を心掛けている。

<区の実習制度への協力>

- ・次の担い手育成のため、年間を通じて学生の実習を受け入れている。その他に、新宿区が行う現役の病院の看護職員を対象とした実習制度に協力している。病院の看護師が在宅を知らないため、地域との連携が進まないという課題があり、希望者に対して3日間の訪問看護の実習を行う。訪問看護を行ったことがない看護師を対象とした就職実習制度もある。
- ・新宿区では、平成27年6月より、訪問介護を行っている介護職員を対象に、看護小規模多機能型居宅介護での介護実習を開始した。平成26年に当事業所を立ち上げる際、区から手伝えることはないかと聞かれ、介護職員の実習制度を提案し実現した。この事業にも協力しており、既に何人か受け入れたが、看護小規模多機能型居宅介護の良さを実感してくれている。究極の介護職員の教育の場だと感じる。

7. 利用者の確保方法

- ・開設して1年であるため、看護小規模多機能型居宅介護の事業自体を理解してもらうことにエネルギーを使った。関係者も利用者も認知度は低いため、ケアマネジャーの会や、病院の地域連携室、地域住民、町内会を対象とした説明会を開催するなどした。それが、利用者の確保につながっている。

8. 関係機関、地域との連携

<ケアマネジャーとの連携>

- ・区内に大きなケアマネジャーの団体があり、当事業所の代表がその団体のアドバイザーを行っている。月1回の集まりで、開設前から途中経過を報告したり、開設後も事業の説明をするなどしている。ケアマネジャーの理解促進には力を入れている。
- ・自立度が向上し、通所介護などの方が自立支援につながる場合には、元のケアマネジャーに戻している。看護小規模多機能型居宅介護との行き来で、在宅生活を支えることができることをケアマネジャーにアピールしている。

<病院との連携>

- ・区内には病院が多く、地域連携室の看護師を集めて開設前に説明会を開催した。胃ろう、在宅

酸素、呼吸器等の扱い方を、病院で全て指導しなくても、病院と連携しながら、介護者等に指導できることなどを伝えた。

- ・中重度で医療依存度の高い人が中心であるため、地域連携室のソーシャルワーカーではなく、看護師と看視連携するケースが多い。地域連携室の看護師に理解してもらうことで、事業にあった人を紹介してもらうことができる。
- ・地域の大病院から訪問看護に依頼があった人で、看護小規模多機能型居宅介護の方が良い場合がある。説明をすると、看護小規模多機能型居宅介護の利用となる場合がある。

<地域との連携>

- ・地域のお祭りに奉納するなど、少しずつ地域と関係を作るようにしている。近くに保育園があり、建物のステンドグラスを保育園のウォークラリーのポイントにしてもらった。